

# 税額計算の方法及び特例の施行スケジュール

		2019年10月	2023年10月	2026年10月	2029年10月
		【現行制度】	【区分記載請求書等保存方式】	【適格請求書等保存方式】	
税額計算の方法	税込価格からの割戻し計算	現行どおり	現行どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>適格請求書の税額の積上げ計算</li> <li>取引総額からの割戻し計算</li> </ul> のいずれかの方法によることができる <sup>(注)</sup>	
請求書等の発行義務	請求書等の交付義務なし ※免税事業者も発行可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の交付義務あり ※免税事業者は発行不可	
仕入税額控除の要件	請求書等の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除可	現行どおり	現行どおり	適格請求書の保存が要件 ※免税事業者からの仕入税額控除不可	
	せり売りなど代替発行された請求書による仕入税額控除可		買手が追記した区分記載請求書による仕入税額控除可	免税事業者からの仕入税額控除の特例 (80%控除)	
	中古品販売業者の消費者からの仕入れ等の仕入税額控除可			(50%控除)	
税額計算の特例	売上税額の計算の特例		軽減税率対象売上のみなし計算 (4年間)		
	仕入税額の計算の特例	簡易課税	軽減税率対象仕入のみなし計算 (1年間) 現行どおり 簡易課税の事後選択 (1年間)	見直し	
検証		検証		検証	

(注) 売上税額を「積上げ計算」する場合には、仕入税額も「積上げ計算」。